

令和3年3月18日

緊急事態宣言解除を踏まえた Go To 商店街事業の取扱いについて

緊急事態宣言中、Go To 商店街事業については、外出による感染リスクを最小限にするため、**集客を伴う商店街イベント等を全国一斉に一時停止**していたところです。

本日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和3年3月21日付で宣言を解除する旨発表されましたが、緊急事態宣言解除後の対策について、段階的に緩和していく旨のメッセージが発出されたことを踏まえ、**本措置を継続**することとします。

また、**現在審査停止中の案件については、その審査を引き続き停止**することとします。

今後の取扱いについては、詳細が決まりましたら改めてお知らせいたします。

<本件に関するお問い合わせ先>

Go To 商店街 事務局

電話：03-5544-7612

お問い合わせ時間 10：00～18：00 土日祝日を除く